韓国　第2・3回審査　事前質問事項前

国家人権委員会のパラレルレポート　　　　　　　（JD仮訳）

2018年2月

**Information for List of Issues Prior to Reporting**

**The National Human Rights Commission of Korea**

**目次**

略語

I. はじめに

II. 一般原則および義務（第1～4条）

III. 具体的権利

第 5条 平等および無差別

第 6条 障害のある女性

第 8条 意識の向上

第 9条 アクセシビリティ

第11条 危険な状況および人道的緊急事態

第12条 法の下での平等な承認

第13条 司法へのアクセス

第14条 身体の自由と安全

第15条 品位のない扱いからの自由

第16条 搾取、暴力および虐待からの自由

第19条 自立生活と地域社会へのインクルージョン

第21条 表現と意見の自由および情報へのアクセス

第24条 教育

第25条 健康

第 27 条 労働および雇用

第28条 相当な生活水準および社会的保障

**略語**[[1]](#footnote-1)

AGRSPDD：発達障害者の権利の保証及び支援に関する法律（Act on Guarantee of Rights of and Support for Persons with Developmental Disabilities ）

APC：障害者、高齢者、妊婦等の利便性の増進に関する法律 （Act on Promotion of Convenience for the Disabled, Senior Citizens, and Pregnant Women, etc.）

ARPDA：障害者差別禁止・救済法**[[2]](#footnote-2)**（Anti-Discrimination against and Remedies for Persons with Disabilities Act）

AAASPD：障害者活動支援サービス法（Act on Activity Assistant Services for Persons with Disabilities ）

CRPD ： 国連障害者権利委員会（UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities）

EVDPA：障害者の雇用促進および職業リハビリテーション法**[[3]](#footnote-3)**（Employment Promotion and Vocational Rehabilitation of Disabled Persons Act）

FAMDS：災害と安全の管理に関する枠組み法（ Framework Act on the Management of Disasters and Safety）

KEAD：韓国障害者雇用促進公団（Korea Employment Agency for the Disabled ）

KOSTAT：韓国統計局（Statistics Korea）

LEA : 生涯教育法 （Lifelong Education Act）

MITDA : 交通困難者の移動改善法**[[4]](#footnote-4)**（Mobility Improvement for the Transportation Disadvantaged Act）

MWA: 最低賃金法（Minimum Wage Act）

NAAPD：全国障害者権利擁護機関（National Advocacy Agency for Persons with Disabilities）

NBLSA：国民基礎生活保障法（National Basic Living Security Act）

NHRCK：韓国国家人権委員会 （National Human Rights Commission of Korea）

RAAPD：地域障害者権利擁護機関 （Regional Advocacy Agency for Persons with Disabilities）

WDPA：障害者福祉法**[[5]](#footnote-5)**（Welfare of Disabled Persons Act）

**I. はじめに**

1. 韓国国家人権委員会(以下、委員会)は、国連障害者権利委員会(以下、CRPD)による韓国の障害者権利条約(以下、条約)の実施に関する第2次および第3次締約国報告の審査に先立ち、事前質問事項を選定するために、この資料を提出する。（訳注　国家人権委員会と障害者権利委員会の混同を避けるため、本仮訳では、「当委員会」、「CRPD委員会」なども使用した。）

2. 当委員会は、独立した国家人権機関であり、障害者差別禁止・救済法（ARPDA）に基づく差別禁止審議機関であり、条約の実施に関する監視機関である。当委員会は、CRPD委員会の課題選定への当委員会の支援策として、韓国の条約実施に関連する情報をCRPD委員会に提供する。

3. 委員会の報告は、各政府機関が提出した資料と記録を引用している。その資料と記録は、CRPD委員会が韓国の第1回報告書に対する総括所見で行った勧告と、委員会が出した政策勧告や懸念表明および修正勧告に関連したものである。

**II. 一般原則と義務（第1～4条）**

**現在の状況**

4. 韓国政府の現在の立場は、この条約で強調されている権利は、ARPDAに基づく差別禁止審議機関（NHRCK 韓国国家人権委員会）と民事・刑事裁判所を通じて十分に保護されているというものである。また、条約の選択議定書の批准は、差別禁止審議機関と裁判所の救済手続きによって十分なレベルの監視が行われた後に行われるとしている。なお、韓国は市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書と女性差別撤廃条約の選択議定書を批准しており、それぞれ1999年7月10日、2000年12月22日に発効している。

5. WDPA（障害者福祉法）は、2017年12月19日の改正以降、「障害等級」（disability rating）に代わる用語として「障害の程度」（degree of disabilities）を使用するようになった。この改正により、障害等級は2019年7月1日から法的効力を失うことになり、改正法では、障害者向けサービスの受給者は、申請者のニーズ、特性、状況の総合的調査により選定することが規定されている。

**考慮してほしい質問事項**

6. 今後の選択議定書の批准に向けて韓国政府が採用している監視の範囲、監視の結果、および批准に向けた政府の詳細な計画を明記してください。

7. 障害等級に関する既存の政策を廃止した後、障害のある人ひとりひとりに合わせたサービスを実施するための韓国政府の関連予算、組織構造、人的資源の配分、運営計画を明示してください。

**III. 具体的権利**

**第5条-平等および無差別**

**現在の状況**

8. 民事訴訟法（第128条[[6]](#footnote-6)）では、訴訟費用を支払う資力がない者に対して、政府が救済措置として訴訟支援を行うことができると規定されているが、民事訴訟法等の収入印紙法では、障害者差別の被害者の訴訟費用を免除または軽減する規定がまだ制定されていない。当委員会は、CRPD委員会が韓国政府に「法廷を通じた救済へのアクセスを確保するために、障害者差別の被害者の訴訟費用を免除または軽減すること」を勧告していることに留意する。

9. ARPDA（障害者差別禁止・救済法）が施行されてから2017年12月31日までに、法務部長官（訳注　日本の法務大臣にあたる）が出した訂正命令は計2件（職権によるもの1件、要請に基づくもの1件）であった。これに関連して、ソ・ハユン代表は、法案の主要な提案者として、訂正命令の発行の要件は、障害者差別に対抗し、具体的な効果を上げるには、過度に制限的であると判断し、2017年12月12日に同法の改正を求めている。この改正案は、同法の「その損害が相当なものであり、公共の利益に重大な影響を及ぼすと認められる場合」という部分を廃止し、是正命令の要件を引き下げることを目的としている。

10. また、当委員会は、CRPD委員会がその総括所見において、ARPDAを効果的に実施する必要性と裁判官に与えられた差止命令権（ARPDA第48条）について、裁判官の意識を高めるよう勧告していることに留意する。

**考慮してほしい質問事項**

11. ARPDA違反に関連して交付された訴訟支援の件数、障害者差別の被害者に交付された訴訟費用補助金の額、障害者差別の被害者の訴訟費用を免除・軽減するための政府の継続的な努力と計画を具体的に示してください。

12. ARPDA（第43条）に規定されている法務部長官の権限による是正命令の件数が少ないのは、その要件が過度に制限されているためなのか、それとも法務部に意欲がないためなのか、政府の分析を踏まえて明らかにしてください。また、法務部長官の是正命令への積極的な関与を促すために、NHRCに是正命令を申請する権利を付与するなどの政府の計画を明示してください。

13. ARPDA違反を理由とした訴訟の提起件数とその結果の統計的概要（敗訴・勝訴の件数）、裁判官のARPDAに関する意識向上のための研修カリキュラムの詳細、研修に参加した裁判官の人数と割合、実施された研修の回数、裁判官のARPDAに関する意識向上への研修のプラスの効果を明記してください。

**第6条-障害のある女性**

**現在の状況**

14. 韓国障害者雇用促進公団（KEAD）と韓国統計局（KOSTAT）が最近実施した2つの調査[[7]](#footnote-7)の結果によると、経済活動を行っている障害のある女性は22.4％（22万9千人）に過ぎないが、女性全体では53.4％（11,911,000人）が経済活動に積極的に従事している。この統計では、失業率や雇用率についても同様の傾向が見られた。一般女性全体の失業率（3.7％）と雇用率（51.5％）と比べ、障害のある女性ではそれぞれ6.8％と20.8％と低く（ママ）なっている。

15. 保健福祉部（The Ministry of Health and Welfare　日本の旧厚生省に相当）の「2014年障害者実態調査」によると、障害のある女性の8.2％が家族からの差別やDVを経験している。その内容は、「言葉による虐待」が最も多く（55.8％）、次いで「心理的な虐待」（20％）となっている。虐待の主な加害者は配偶者（37.6％）とされているが、子（19.1％）や兄弟（18.6％）がDVの加害者とされているケースもあった。

16. 2014年障害者実態調査によると、障害のある人の退学の主な原因は、経済的状況（70.1％）である。また、家族の反対で学校を退学した男性障害者は3.8％であるのに対し、女性障害者では21.1％と、より高かった。

**考慮してほしい質問事項**

17. 障害のある女性の雇用率の統計データと、障害のある女性の雇用状況を改善するために政府が過去5年間に行った法的、行政的、財政的支援に関する情報を提供してください。

18. 過去5年間の、障害のある女性が直面している家庭内虐待、性的暴行、強制売春などの被害の現状、障害のある女性の救済と自立生活の促進のための政府の計画、および障害のある女性に対する暴力の防止に関する政府の政策について、情報を提供してください。

19. 障害のある女性に対する強制的な中絶・不妊手術、母性権・監護権・親権の剥奪の現状と、妊娠・出産・養育等に関する権利を含む障害のある女性の母性権・健康権の保護に関する政府の方針について情報を提供してください。

20. 障害のある女性の正式な教育システムへの参加の現状に関する統計データと、障害のある女性への教育支援を強化するための政府の方針を示してください。

21. 条約の締約国が、条約に規定されている障害のある女性の権利を向上させるためのすべての努力において、ジェンダーの視点を取り入れるべきであることを考慮し、政府が一般的な政策の策定と実施において、ジェンダーの視点と障害に配慮した視点を取り入れ、メインストリーミング化しているかどうかを明示し、関連する政策の詳細情報を提供してください。

**第8条 意識の向上**

**現在の状況**

22. 当委員会は、2017年に、メディアにおける障害のある人に対する嫌悪感の表現を監視するための調査を実施した。調査範囲は、地上波放送と総合編成ケーブルテレビを含む5つの放送会社の7つのテレビ番組を対象とした。調査対象となった7つのテレビ番組で、合計80話、7,414分が監視された。調査の結果、テレビ番組の中では、障害のある人を侮辱したり、風刺したり、嫌悪感を与えたりするような未編集の表現が頻繁に使われていることがわかった。また、娯楽番組の中でトークショーの占める割合が増加しており、参加キャストが障害のある人を蔑視したり、軽蔑的な物まねをする割合が増加していることがわかった。

23. 2015年12月29日にWDPA（障害者福祉法）が改正され[[8]](#footnote-8)、障害のある人に関する啓発プログラムを実施する教育機関の範囲が、政府機関、地方自治体、乳児ケア法に基づく保育所、初等中等教育法・幼児教育法・高等教育法に基づく学校に拡大された。プログラムの結果は、保健福祉部長官（訳注　日本の旧厚生大臣に相当）への報告が義務付けられている。

**考慮してほしい質問事項**

24. 新聞、テレビ番組、個人によるインターネット媒体での誹謗・中傷コメントの状況と、この問題を解決するために政府が採用した対策について、詳細な情報を提供してください。

25. 施設の種類ごとの障害のある人への意識向上プログラムのカリキュラム、プログラムの実施時間数、プログラムに参加した個人・施設の数、プログラム実施前後の一般住民の意識レベルに関する統計データを提供してください。

26. CRPD委員会の韓国への勧告「条約の内容と目的について、政府関係者、国会議員、メディア、一般市民を体系的かつ継続的に広報・教育すること」に基づき、政府が主導した条約に関する広報・教育に関する統計データと、条約に関する一般市民の理解レベルに関する情報を提供してください。

**第9条-アクセシビリティ**

**現在の状況**

27. 2017年12月14日、当委員会は「障害者、高齢者及び妊産婦等の利便性の増進に関する法律」(APC）の施行令及び施行規則の改正を保健福祉部長官に勧告した。この改正案では、50㎡以上のレストラン、コンビニ、薬局などの公共施設の新築、増築、改築の際に、入口の敷居や施設入口の段差を取り除くことを規定している。これに関連して、委員会は、公共的施設に設置された障害者専用の便宜施設の設置費用の税控除を可能にするために、特別課税制限法を改正するよう戦略・財務部長官にも勧告した。

28. 当委員会が実施した全国的な調査によると、2015年10月に運行を開始した京畿道の2階建てバスのうち、車いす乗車設備が設置されているのは9台のみである。調査対象は、2016年12月31日時点で運行されている都市間バス（急行、ノンストップ急行、一般型）10,730台、都市内バス（首都営交通急行バス、急行市バス、市バス）4,635台であった。この調査結果を受けて、当委員会は2017年7月3日に国土交通部長官に提言書を提出し、同部に解決策を提示するよう求めた。勧告には、現在運行している一部の高速バス、都市間バス、都市内バスに車いす用の利便施設を設置することや、障害のある人向けの事前予約バスサービスを提供することなどが含まれている。

29. 当委員会は、2015年に、航空機内の車いす搭乗設備やスタッフのサービスが制限され続けていることや、視覚や聴覚に障害のある人の情報アクセスが制限されていることを確認した上で、職権による調査を行った。調査の結果、委員会は2016年6月13日、国土・インフラ・交通部、空港会社、航空会社に対し、障害のある人が空港や航空会社を利用する際に必要なサービスを提供し、対応するスタッフの研修を促進するよう勧告した。しかし、このような政策提言にもかかわらず、ネット新聞では、障害のある人にとっての不便さがいまだに広がっていると発表されている（エイブルニュース 2018年1月15日）。さらに、DPI韓国が2016年に実施した飛行機利用調査によると、調査回答者107名のうち55.1%が「不便さを感じたことがある」と回答している。

30. 当委員会の調査によると、2006年1月28日の交通困難者のための移動改善法（MITDA）制定後に建造されたフェリー41隻のうち、車いす搭乗設備が設置されているのは3隻、障害者用トイレが設置されているのは2隻にとどまっていることが判明した。現状では、障害のある人が乗船・降船する際に、フェリー職員や同行者の背中に乗せてもらったり、車いすに座ったまま2〜4人で運んだりして、港とフェリーを結ぶ階段を通過しなければならない不便な状況にある。このため、委員会は2016年8月22日に海洋水産部長官に、車いす利用者の安全で便利なフェリーアクセスのための措置を講じるよう勧告した。

31. 2017年9月7日、視覚障害1・2級の等級を持つ963名が、3つの大規模オンラインショッピングモールを相手に、ARPDA（障害者差別禁止・救済法）違反を理由に、賠償請求を伴う集団訴訟を起こした。彼らは、オンラインモールが提供するインターネットサービスやモバイルアプリの大半が画像や動画ファイルをベースに構築されており、事実上、オンライン購入の基本的な第一歩である会員登録を阻害していると主張した。このグループは、視覚障害者にとって情報へのアクセス性が制限されていることを是正するよう訴えた。

32. 情報へのアクセスに関する苦情以外に、過去5年間に視覚障害者から当委員会に提出された苦情は54件である。これらの苦情は、電子機器、医薬品、医療用品、食品、その他の商品やサービスへのアクセスに関する問題の救済を求めていた。

**< 視覚障害に関する障害者差別の苦情件数＞**

単位：苦情件数

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分　　　 　　　年** | **2013** | **2014** | **2015** | **2016** | **2017** | **合計** |
| 商品・サービス  | 32 | 51 | 36 | 92 | 60 | 271 |
| 情報へのアクセス  | 166 | 128 | 269 | 138 | 150 | 851 |

出典： NHRCK（韓国国家人権委員会）

**考慮してほしい質問事項**

33. CRPD委員会は、総括所見において、「建物のアクセシビリティ基準が、建物の最小サイズ、容量、建設日によって制限されている」ことに懸念を表明し、締約国に対して「サイズ、容量、建設日にかかわらず、すべての公共的施設や職場にアクセシビリティ基準を適用すること」を奨励している。この点に関して、APCによってまだ利便施設の設置が義務付けられていないレストラン、コンビニ、薬局などの公共的施設への障害のある人のアクセス性を改善するために政府がとった措置と今後の計画について詳細な情報を提供してください。

34. 車いす搭乗設備の設置や低床バスの導入など、障害のある人の都市間移動を改善するために政府がとった措置や今後の計画について、詳細な情報を提供してください。

35. 当委員会の2016年の政策勧告のフォローアップとして、障害のある人の飛行機やフェリーへのアクセスを改善するために政府が取った措置について詳細な情報を提供してください。

36. 視覚および聴覚障害者のインターネット、モバイル利用、メディアへのアクセス、採用された法的・財政的措置、障害のある人の情報へのアクセスを確保するための政府の計画について、詳細な情報を提供してください。

37. 電子機器、医薬品、医療用品、食品、生活必需品など、日常的に使用される製品の情報が、印刷物の点字や音声読み上げバーコードでアクセス可能かどうかを明記し、そのような製品へのアクセスをさらに改善するために政府がとった措置と今後の計画を提供してください。

**第11条-危険な状況および人道的緊急事態**

**現在の状況**

38. CRPD委員会は、自然災害を含む緊急事態の状況について、すべての障害のある人がアクセス可能な形式の具体的な戦略がないことに懸念を表明した。この懸念を受けて、韓国政府は2017年1月17日に「災害と安全の管理に関する枠組み法（FAMDS）」を改正した。この枠組み法の改正により、国家安全管理枠組み戦略に子ども、高齢者、障害のある人が含まれるようになった。

**考慮してほしい質問事項**

39. 過去5年間の自然災害を含む災害により障害のある人が経験した被害の程度（災害の種類と障害の種類で分類された死傷者の統計データ）、および2017年1月17日に改正されたFAMDSのフォローアップ措置とその進捗状況について情報を提供し、火災、地震などの場合を含む災害の状況に対する安全への権利を確保するために、様々な種類と程度の障害を考慮した具体的な戦略が設置され、実施されているかどうかを明示してください。

**第12条-法の下の平等な承認**

**現在の状況**

40. 2013年7月に成年後見制度が施行されたことにより、「疾病、障害、老齢による心理的制約のために継続的に業務を遂行することができないと認められる者」の財産や身上に関する判断を後見人が行うことができるようになったほか、被後見人の法律行為が日常生活に必要な物品の購入や多額でない費用を超える場合には、後見人の裁量により当該法律行為を取り消すことができるようになった。成年後見制度が被後見人の権利を過度に制限するものであるとの意見は、多くの関係者や精神障害者、市民団体から継続的に提起されている。

**考慮してほしい質問事項**

41. 成年後見制度が「疾病、障害、老齢による心理的制約のために継続的に課題を遂行することができないと認められる者」の権利を過度に制限している事例と、成年後見制度を改善・廃止・縮小し、意思決定の代行から支援に移行するための政府の計画についての情報を提供してください。

**第13条- 司法へのアクセス**

**現在の状況**

42. 当委員会は、視覚機能が全く働かない重度の視覚障害者の移送時に警察・検察が手錠を使用することは、個人の自由の侵害であると判断し、2017年9月18日に「逮捕・護送のための拘束具の使用に関するガイドライン」の改訂を勧告した。一方、当委員会の2016年人権統計報告書によると、司法行政に関わる障害者差別の苦情は、過去5年間の平均で年間38件であった。特に、刑務所内での車いす使用者への合理的な配慮の欠如や、警察の捜査過程での証言などの司法手続き中の合理的な支援の欠如、身体障害者による未払いの罰金を社会奉仕活動で代用する要求に対する裁判所の不承認など、刑事司法手続きに関連した苦情が多く寄せられている。

**< 司法行政に関する障害者差別申立件数＞**

(単位：苦情件数)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分　　　 　　年** | **2012** | **2013** | **2014** | **2015** | **2016** | **合計** |
| 司法行政 | 36 | 30 | 42 | 38 | 46 | 192 |

出典：NHRCK（韓国国家人権委員会）

**考慮してほしい質問事項**

43. 警察官、刑務所職員、弁護士、司法・裁判所職員を対象とした障害のある人のための合理的配慮の提供に関する研修プログラムが実施されたかどうかを明記し、研修プログラムの詳細なカリキュラム、対象となる参加者グループの数に対する研修プログラムを修了した人の統計データ、研修プログラムの実施前後の対象グループの意識レベルに関する情報を提供してください。

**第14条-身体の自由と安全**

**現在の状況**

44. 精神科医療機関や精神科サナトリウムを含む精神科医療施設に対して委員会に提出された非自発的入院に関する苦情の数は、減少傾向を示している（2014年2,051件、2015年2,031件、2016年1,661件、2017年1,172件）。しかし、数の減少傾向にもかかわらず、苦情件数のレベルは依然として高く、毎年1,000件以上の苦情が継続的に提出されている。

**考慮してほしい質問事項**

45. 「精神保健の改善及び精神病患者への福祉サービスの支援に関する法律」が2017年5月30日に施行された。非自発的入院率と自発的入院率を法律開始前と後で比較した統計データと、精神障害者の治療の改善に関する情報を提供してください。

**第15条- 拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰からの自由**

**現在の状況**

46. 過去4年間に当委員会に提出された精神保健福祉施設に関する障害者差別の苦情件数は、414件（2014年）、390件（2015年）、374件（2016年）、378件（2017年）であった。この点について、委員会は、精神科医療機関における不合理な監禁・拘束による人権侵害発生を最小化するための方策として、監禁・拘束の使用に関する標準的なプロセスを採用し、さらにそれを法律に組み込むことを保健福祉部長官に勧告した。

**< 精神科医療機関に関する障害者差別申立件数＞**

（単位：件）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **年　　　　区分** | 不合理な監禁 | 不合理な拘束 | 言葉の暴力 | 身体的暴力 | **合計** |
| 2014 | 69 | 139 | 40 | 166 | 414 |
| 2015 | 64 | 142 | 36 | 148 | 390 |
| 2016 | 80 | 91 | 67 | 136 | 374 |
| 2017 | 111 | 108 | 53 | 106 | 378 |

出典：NHRCK（韓国国家人権委員会）

47. 保健福祉部は2018年に「人権保護タスクフォース」を立ち上げ、精神科医療機関における適切な治療の監視と人権侵害事態の防止を図る予定である。

**考慮してほしい質問事項**

48. 監禁や拘束の不適切な使用など、精神障害者を治療または保護するための支援手段の乱用を防止するために、政府がとった措置について詳細な情報を提供してください。

49. 精神科医療施設で治療、療養、リハビリテーションを受けている精神障害者に対する暴力や虐待を防止するために、政府がとった措置について詳細な情報を提供してください。

50. 精神科医療機関における不合理な監禁・拘束による人権侵害の発生を最小化するために、監禁・拘束の使用に関する標準的なプロセスを確立し、さらにそれを法律に組み込むよう、2016年8月4日に保健福祉部長官に対して行われた国家人権委員会の勧告を実施するために、政府がとった措置を具体的に示してください。

51. 精神科医療機関の大部分（90％）が民間施設であり、監視のための施設の開放に消極的であることを考慮し、「人権保護タスクフォース」による効果的な監視が可能かどうか、また、タスクフォースの組織構造、人材、予算などの運営計画を明示してください。

**第16条- 搾取、暴力、虐待からの自由**

**現在の状況**

52. 2015年のWDPA（障害者福祉法）改正により、障害のある人の権利・利益保護のための中央機関と17の地域機関の設立の法的根拠が示された。2017年11月20日までに、障害者虐待の通報を受け、現地調査を行い、被害を受けた障害のある人とその家族の緊急保護、カウンセリング、フォローアップ管理を行うために、国立障害者権利擁護機関（NAAPD）と7つの地域障害者権利擁護機関（RAAPD）が設立された。

53. 2015年に「発達障害者の権利の保障及び支援に関する法律（AGRSPDD）」が施行されたことに伴い、NAAPDと17のRAAPDが設置され、現在、発達障害者の権利を守るために、遺棄を含む虐待の通報を受け、立入調査を行い、保護を行っている。

**考慮してほしい質問事項**

54. 最近の政府の障害者入所施設に関する人権遵守調査の結果、障害のある人に対する暴力、搾取、強制労働などの虐待について分析した苦情件数の年次統計データ、被害を受けた障害のある人の数、採用した改善策の数とその内容、シェルターサービスを利用した被虐待障害者の数、被虐待被害者の社会復帰を支援する政府の計画の内容を提供してください。

55. 障害者入所施設以外で生活している障害のある人や、障害のある人を雇用している民間企業で働いている障害のある人に対する暴力、搾取、虐待、賃金の支払い遅延の状況について情報を提供し、障害のある人の権利を守るための政府の政策や計画についても情報を提供してください。

**第19条-自立生活と地域社会へのインクルージョン**

**現在の状況**

56. 最近の報道発表（2017年8月22日、Segye Daily、2017年12月19日、Incheon Daily）によると、重度の障害のある人や、乳幼児を育てている障害のある女性は、パーソナルアシスタントがこのグループへは適用除外とされているため、障害のある人向けの個人活動支援サービスの申し込みに大きな困難を抱えているという。アシスタントの雇用が困難であるにもかかわらず、障害者活動支援サービスに関する法律（AAASPD）は、活動支援手当を請求できる法的な個人活動アシスタントとして家族を認めていない。障害のある人が住んでいる地域が，活動支援事業所の数が極めて少ないと保健福祉部長官が認めたところでなければ、個人活動支援者の役割は事実上、家族には与えられない。

57. 保健福祉部によると、活動支援サービスの対象時間は、障害等級や地方自治体の財政状況に応じて、月に47時間から720時間となっている。このサービス量の差を考慮して、より多くのサービスを提供している行政区に転居するケースが多く見られた。

58. さらに、保健福祉部も、2016年12月末時点で、全国にある1,505の障害者入所施設に30,980人の障害のある人が入所しているとしている。これとは別に、文在寅政権は、「施設から出て、地域社会に復帰する」ことを「国家政策100項目」の1つとして掲げている。

**考慮してほしい質問事項**

59. パーソナルアシスタントが重度の障害のある人や、乳幼児を養育する障害のある女性に適用除外とされている問題や、地区ごとに活動支援の支援額に差がある問題を解決するための政府の計画について、詳細な情報を提供してください。家族による活動支援を認めることや、重度の障害のある人を担当する活動支援者にインセンティブを与えるための段階的な料金システムの採用などを含むAAASPD（Act on Activity Assistant Services for Persons with Disabilities 障害者活動支援サービス法）の改訂により、提起された問題を解決できる可能性があると考える。

60. 1日24時間未満しか活動支援サービスを利用できない障害のある人のために、火災や健康上の緊急事態など、夜間の緊急事態が発生した場合の利用可能な対策を明記してください。

61. 障害者入所施設で生活している人の退所に配慮して、障害のある人が自立して生活することを支援し、地域で生活する権利を確保し、地域への完全な再統合と参加を促進するための、政府の詳細な計画を提供してください。

**第21条- 表現と意見の自由および情報へのアクセス**

**現在の状況**

62. 2016年に制定された「韓国手話言語法」は、韓国手話言語を韓国の聴覚障害者の公用語として認めている[[9]](#footnote-9)。同じく2016年に制定された「点字法」では、点字を韓国語の表記に使用される大韓民国固有のアルファベットであるハングルと同レベルの公認文字として認めている[[10]](#footnote-10)。

63. 2016年9月20日、「盲人、視覚障害者、その他の印刷物の利用に障害のある者のための出版物へのアクセスを容易にするためのマラケシュ条約」が韓国で発効した。

**考慮してほしい質問事項**

64. 韓国手話言語法と点字法の開始に伴い、韓国手話言語の教育と普及を改善し、視覚障害者のために点字によるあらゆる情報へのアクセスと利用を確保するために、政府が採用した詳細な措置と計画を提供してください。

65. マラケシュ条約が韓国で発効したことをふまえ、視覚障害者がアクセス可能な形式のコピーで作品を利用できるようにするための政府の詳細な措置と計画を示してください。

**第24条-教育**

**現在の状況**

66. 教育部（訳注　日本の旧文部省に相当）によると、2016年に特別教育を必要とした生徒は87,950人である。このうち、30％の生徒が170の特別学校に在籍していた。同部は、2017年に新たに6つの特別学校を設立する計画を発表し、合計176の特別学校とすることを目指している。

67. 生涯学習の機会を増やすために、2016年5月29日に生涯教育法（LEA）が改正された。今回の改正では、特にAGRSPDD（発達障害者の権利の保証及び支援に関する法律）の生涯教育の支援に関する条文と、障害者特別教育法の障害のある人の生涯教育に関する条文などを中心に、LEAに法制を調和させた。

**考慮してほしい質問事項**

68. CRPDの総括所見では、「インクルーシブ教育政策が存在するにもかかわらず、通常の学校に通う障害のある生徒が特殊学校に戻されている」ことに懸念を表明している。特殊学校の数を増やすという政府の最近の政策を考慮しつつ、障害のある生徒のための教育に対する政府の立場とアプローチを示してください。

69. 障害のある人のための生涯教育の評価のために、生涯教育プログラムを持つ機関のリストとそのカリキュラム、プログラムに参加した学生の数、生涯教育の効果、その他の関連データなどの情報を提供してください。

**第25条-健康**

**現在の状況**

70. 「障害者の健康への権利及び医療サービスへのアクセスの保証に関する法律」は、2015年12月29日に制定され、2017年12月30日に施行された。2013年の利便施設の状況に関する調査結果によると、3分の1の医療施設のアクセス性が低いと判断された。また、診療所、歯科医院、韓医院の適法設置率（法定設置基準に適合している施設の割合）は60.5％、総合病院、病院、歯科病院、韓医病院、精神科病院、療養型病院の適法設置率は66.1％であった。

71. 国立リハビリテーションセンターが「2017年障害者・健康統計会議」で発表した調査結果によると、障害のある人の平均在院日数、平均通院回数、平均診察料は、それぞれ人口の年間平均の3.1倍、1.9倍、3.3倍と高かった。

72. 2017年に財政サービス委員会が行った調査結果によると、10人中7人の障害のある人が保険加入の申請時に差別を経験した。彼らの経験は、保険加入申請の完全な拒絶から、加入している保険プランに関する十分な通知と説明の拒否まで多岐にわたっている。

**考慮してほしい質問事項**

73. 障害のある人の医療機関・施設へのアクセスを改善するために政府がとった措置と、障害のある人が住み慣れた地域でリハビリ治療を受けることができる地域密着型のリハビリテーション治療の仕組みについての情報を提供してください。

74. 障害の治療のための追加医療費による経済的負担を軽減し、障害のある人の健康の権利を守るための政府の政策についての情報を提供してください。

75. 保険会社が障害のある人向けの保険加入サービスを提供する際に、死亡率や疾病・災害の発生率などの客観的な統計データに基づく体系的なリスク評価の仕組みが活用されているかどうかを明示し、条約第25条(e)項の留保を撤回する政府の計画を提供してください。

**第27条-労働と雇用**

**現在の状況**

76. 雇用労働部（訳注　日本の旧労働省に相当）の統計によると、2016年末（ママ）に申請された2,609件のうち、1,514件（58％）が最低賃金法（MWA）の障害条項を理由に最低賃金基準からの除外を認められた。さらに、656企業の7,935人の労働者が最低賃金基準から除外されていた。現時点では、最低賃金条項（第7条）の適用除外を補完する他の手段や政策はなく、政府は、重度の障害のある人が仕事や社会活動を行うための唯一の代替場所であると思われる保護作業所を閉鎖することは、適切な現実的選択肢ではないと考えている。

77. 障害者の雇用促進及び職業リハビリテーション法（EVDPA）に基づき、2016年の基準では、中央政府・地方政府、公共的機関、民間企業が障害のある労働者を雇用し、労働力に占める割合をそれぞれ3.0％、3.0％、2.7％以上とすることが求められている。しかし、雇用労働部のデータによると、障害者雇用率はEVDPA基準に満たず、それぞれ2.81％、2.96％、2.56％にしか達していない。特に、憲法上の機関と教育局の失敗は、その組織上の任務と、障害のある人の雇用率の値（それぞれ2.41％と1.72％）を考慮して注目されるべきである。全体的には、義務的雇用の対象のすべての公的機関および民間企業の52.1%が目標を達成できず、大きなギャップが残っている。

78. 2016年の「障害者の経済活動状況調査」（KEAD）と「国民経済活動状況調査」（2017年6月、KOSTAT）によると、障害のある人の失業率は6.5％で、全国平均の失業率（3.8％）よりも2.7％高い。

**<ジェンダー別の人口と**障害のある人**の経済活動状況>**

(単位：千人、％)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 15歳以上人口 | 経済活動を行っている人口 | 経済活動を行っていない人口 | 経済活動参加率 | 失業率 | 人口中の就労率 |
| 人数 | % | 合計 | 就労中 | 失業中 |
| 障害のある人  | 女性 | 1,026 | (42.03) | 229 | 214 | 16 | 796 | 22.4 | 6.8 | 20.8 |
| 男性 | 1,414 | (57.93) | 711 | 666 | 45 | 703 | 50.3 | 6.4 | 47.1 |
| 合計 | 2,441 | (100.00) | 941 | 880 | 61 | 1,500 | 38.5 | 6.5 | 36.1 |
| 全人口 | 女性 | 22,300 | (50.96) | 11,911 | 11,476 | 436 | 10,389 | 53.4 | 3.7 | 51.5 |
| 男性 | 21,464 | (49.04) | 16,018 | 15,385 | 634 | 5,446 | 74.6 | 4.0 | 71.7 |
| 合計 | 43,764 | (100.00) | 27,929 | 26,860 | 1,069 | 15,834 | 63.8 | 3.8 | 61.4 |

出典：KEAD（韓国障害者雇用促進公団）およびKOSTAT（韓国統計局）

**考慮してほしい質問事項**

79. MWA（最低賃金法）第7条の適用により最低賃金基準から除外されている障害のある人の数と障害のある人の平均月給に関する統計データ、および障害のある人の最低賃金を確保するための政府の詳細な計画に関する情報を提供してください。

80. 最低賃金の不支給や劣悪な職場環境に関連する障害のある人のための保護作業所の問題点、それらを改善するための政府の対策、保護作業所が閉鎖された場合の可能な代替措置を明記してください。

81. 障害のある人とない人の失業率に関する比較統計データ分析、および公共・民間部門における障害のある人のための仕事を生み出すための政府の政策と制度に関する情報を提供してください。

82. 義務的な雇用基準に従わない公共的団体や民間企業を奨励するための政府の詳細な計画を、義務的な雇用枠を達成できなかった者に対する罰金である「障害者雇用納付金」を増額することの検討も含めて、提供してください。

**第28条-相当な生活水準と社会的保障**

**現在の状況**

83. 文政権の5カ年国家計画の方向性に基づき、国家基礎生活保障法（NBLSA）に規定されている居住安定のための最低生活費の一部である「住宅手当」は、2018年に「義務的提供者」の基準の採用を控えることになった。また、同様に2019年からは、高齢者や重度障害のある人を支援する「生活給付」と「医療給付」について、認定所得[[11]](#footnote-11)の割合が70％以下の世帯を対象に、「義務的提供者」の基準を段階的に廃止する。

**考慮してほしい質問事項**

84. 障害のある人の所得水準の保障を強化し、義務的提供者政策を段階的に廃止するために政府が採用した措置と詳細な計画を提供してください。その際、障害に関連した追加的な医療費や住居費の負担を経験しているが、NBLSAに従った基本的生活保障の受給者の区分や下から2番目の低所得層に該当しない障害のある人に配慮して説明してください。

（翻訳：佐藤久夫、岡本 明）

1. The English title of the legislations and their abbreviations used in the first review of the country report of the Republic of Korea (the report was drafted in 2011) were translated for the reporting purpose, and were not officially recognized by the government. After the 2011 review, the official English translation of legislation titles were made available, and they are now accessible in the website of the National Law Information Center (www.law.go.kr/eng/engMain.do). In order to avoid possible miscommunication, the NHRCK maintained the used of legislation titles previously reported to the CRPD (the official version is found in footnote 2, 3, 4 and 5). However, for the legislations which are reported to the CRPD for the first time, the official English legislation titles were used in this report. [↑](#footnote-ref-1)
2. The official legislation title is the Act on the Prohibition of Discrimination against Persons with Disabilities, Remedy against Infringement of Their Rights, etc. [↑](#footnote-ref-2)
3. The official legislation title is the Act on the Employment Promotion and Vocational Rehabilitation of Persons with Disabilities  [↑](#footnote-ref-3)
4. The official legislation title is the Act on Promotion of the Transportation Convenience of Mobility Disadvantaged Persons  [↑](#footnote-ref-4)
5. The official legislation title is the Act on Welfare of Persons with Disabilities [↑](#footnote-ref-5)
6. Article 128 (Requisites for Aid) ①A court may grant a litigation aid, either ex officio or upon request of a person who falls short of the solvency to pay the costs of lawsuit: Provided, that the same shall not apply where it is obvious that the lawsuit will fail. [↑](#footnote-ref-6)
7. The 2016 Survey on Economic Activity Status of Disabled Persons; and the Economically Active Population Survey (July 2017) [↑](#footnote-ref-7)
8. Article 25 (Improvement of Social Perception) (1) The State and local governments shall implement publicity campaigns, such as education and public advertisement to students, public officials, workers, and general public, to improve perception of persons with disabilities. (2) The heads of State agencies and local governments, child-care centers under the Infant Care Act, the heads of various levels of schools under the Early Childhood Education Act, the Elementary and Secondary Education Act and the Higher Education Act, and the heads of other educational institutions and public organizations prescribed by Presidential Decree shall conduct education of employees and students under their jurisdiction for the improvement of perception of persons with disabilities, and submit the results thereof to the Minister of Health and Welfare. <Newly Inserted by Act No. 13663, Dec. 29, 2015> [↑](#footnote-ref-8)
9. Article 2 (Basic Idea) (1) Korean sign language is the official language of the deaf of the Republic of Korea. [↑](#footnote-ref-9)
10. Article 4 (legal status of Braille and nondiscrimination) (1) Braille is one of the official language of the Republic of Korea with same level of recognition with the Hangul. (2) The government organizations shall not discriminate the use of Braille in all executive, judicial, administrative, social and cultural context. [↑](#footnote-ref-10)
11. **Recognized Income:** aggregated sum of income and the amount of income converted from properties [↑](#footnote-ref-11)